

# 青森県報

第二千四百六十二号

平成十七年  
四月六日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更………  
救急病院の設置………  
特定計量器の定期検査の実施………  
高圧ガス保安法による免状交付事務の委託………  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による免状交付事務の委託………  
地方卸売市場の所在地及び開設者の名称の変更………  
卸売業者の卸売業務を行う地方卸売市場の所在地の変更………  
道路の区域の変更………  
道路の供用の開始………

(市) 振興町 課 …… 一  
(医) 療業務課 …… 一  
(商) 工政策課 …… 一  
(資) 源工 課 …… 三  
(道) 路 課 …… 四  
(道) 同 …… 四  
(道) 同 …… 五

(振) 興町 課 …… 一  
(医) 療業務課 …… 一  
(商) 工政策課 …… 一  
(資) 源工 課 …… 三  
(道) 路 課 …… 四  
(道) 同 …… 四  
(道) 同 …… 五

(民) 生 活 …… 五  
(政) 策 課 …… 五  
(建) 築住宅課 …… 五  
(弘) 前県土 課 …… 六  
(整) 備事務所 …… 六  
(同) …… 六  
(同) …… 六  
(十) 和田県土 課 …… 六  
(整) 備事務所 …… 六

### 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第一項の規定による公告………  
開発行為に関する工事の完了………  
建設業者の許可の取消し………  
右 ……  
右 ……  
右 ……  
右 ……

(民) 生 活 …… 五  
(政) 策 課 …… 五  
(建) 築住宅課 …… 五  
(弘) 前県土 課 …… 六  
(整) 備事務所 …… 六  
(同) …… 六  
(同) …… 六  
(十) 和田県土 課 …… 六  
(整) 備事務所 …… 六

告

示

### 青森県告示第三百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、平内町長から平内町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を平内町大字土屋字鍵懸に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸一の二、二の地先公有水面埋立地 六九五・〇〇平方メートル

### 青森県告示第三百十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	所	在	地	認	定	の	有	効	期	限		
独立行政法人国立病院機構 弘前病院		弘前市大字富野町一			平	成	二	十	年	四	月	五	日

### 青森県告示第三百十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

五月十八日	午後九時三十分から 正午まで	むつ市中央公民館	黒石市	区検査対象
"	午後一時から 午後三時まで	海上自衛隊大湊総監部		
"	午前十一時から 正午まで	むつ市学習センター		
五月十七日	午前九時三十分から 午前十時三十分まで	城ヶ沢地区集会所		
"	午後一時三十分から 午後二時三十分まで	関根浜漁民研修センター北 関根分館		
五月十六日	午前十一時から 正午まで	近川集会所		
"	午後一時から 午後二時三十分まで	黒石市役所車庫		
五月十三日	午前十時から 正午まで			
"	午後一時から 午後三時まで			
五月十二日	午前十時から 正午まで			
"	午後一時から 午後三時まで	浅瀬石支所		
五月十一日	午前十時から 午前十一時まで	"		
"	午後一時三十分から 午後三時まで	"		
五月十日	午前十一時から 午前十一時三十分まで	黒石市農業協同組合 山一支所		
"	午後一時三十分から 午後三時まで	六宝館		
平成十七年 五月九日	午前十時から 正午まで	中郷公民館		

"	午後一時から 午後三時まで	鶴田町役場車庫	中泊町
六月一日	午前十時三十分から 正午まで	" 水元支店倉庫	
"	午後一時三十分から 午後三時まで	"	
五月三十一日	午前十時三十分から 正午まで	鶴翔農業協同組合 鶴田ライスセンター	
五月二十七日	午前十時から 正午まで		
"	午後一時から 午後三時まで	中央公民館車庫	
五月二十六日	午前十時から 正午まで		
"	午後一時から 午後三時三十分まで	" 武田支店第五号倉庫	
五月二十五日	午前九時三十分から 正午まで		
"	午後一時三十分から 午後三時三十分まで	津軽北部農業協同組合 内潟支店第六号倉庫	
五月二十四日	午前九時三十分から 正午まで	中泊町役場小泊支所裏	
"	午後一時三十分から 午後三時まで	下前漁業協同組合	
五月二十三日	午前十一時から 正午まで	小泊漁業協同組合	
五月二十日	午前九時三十分から 正午まで	イベント広場	
"	午後一時から 午後三時まで		
五月十九日	午前九時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後三時まで	むつ市役所本庁舎車庫	

六月二日	午前十時三十分から 正午まで	いたやなぎ農業協同組合 沿川支所倉庫	板柳町
"	午後一時三十分から 午後三時まで	小阿弥支所	
六月三日	午前十時三十分から 正午まで	板柳町公民館	板柳町
"	午後一時から 午後三時まで		
六月六日	午前十時三十分から 午前十一時三十分まで	太田分館	板柳町
"	午後一時から 午後二時まで	旧市浦村役場 十三出張所	
六月七日	午前九時三十分から 正午まで	五所川原市市浦庁舎車庫	五所川原市
"	午後二時三十分から 午後三時三十分まで	" 脇元出張所	
六月八日	午前十時三十分から 正午まで	津軽北部農業協同組合 川倉出張所	五所川原市
"	午後一時から 午後二時まで	" 喜良市出張所	
六月九日	午前十時三十分から 正午まで	嘉瀬分館	五所川原市
"	午後一時から 午後二時まで		
六月十日	午前十時三十分から 正午まで	芦野公園バッテリーカー倉庫	五所川原市
"	午後一時から 午後二時まで		

青森県告示第三百十五号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条の二第一項の規定により、次のとおり同項に規定する免状交付事務（以下「免状交付事務」という。）を平

成十七年四月一日から委託したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第八条第二号の規定により公示する。

平成十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 委託に係る免状交付事務の内容

乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状、第三種冷凍機械責任者免状、第一種販売主任者免状及び第二種販売主任者免状（以下「免状」という。）の交付申請書の受付、免状の作成及び送付その他免状の交付に関する事（免状の再交付及び書換えに関する事を含む。）。

二 委託に係る免状交付事務を処理する場所

東京都港区虎ノ門四丁目三の九

高圧ガス保安協会

青森県告示第三百十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第三十八条の四の二第一項の規定により、次のとおり同項に規定する免状交付事務（以下「免状交付事務」という。）を平成十七年四月一日から委託したので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）第七条第二号の規定により公示する。

平成十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 委託に係る免状交付事務の内容

液化石油ガス設備士免状（以下「免状」という。）の交付申請書の受付、免状の作成及び送付その他免状の交付に関する事（免状の再交付及び書換えに関する事を含む。）。

二 委託に係る免状交付事務を処理する場所

東京都港区虎ノ門四丁目三の九

高圧ガス保安協会

青森県告示第三百十七号

次の地方卸売市場の所在地及び開設者の名称について次のとおり変更があったので、青森県地方卸売市場条例（昭和四十七年四月青森県条例第二十六号）第二十四条の規定により告示する。

平成十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	所在地
	地方卸売市場 大畑町魚市場	大畑町	下北郡大畑町大字 大畑字湊村一六五 下北郡大畑町大字 大畑字湊村一九一 下北郡大畑町大字 大畑字中島四の二
		開設者の名称	むつ市大畑町湊村 むつ市
		取扱品目の部類	水産物部
		変更年月日	平成一七・三・二四

青森県告示第三百十八号

次の卸売業者の卸売業務を行う地方卸売市場の所在地について次のとおり変更があったので、青森県地方卸売市場条例（昭和四十七年四月青森県条例第二十六号）第二十四条の規定により告示する。

平成十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	住所
	青森県 漁業協同組合 青森市安方 一丁目一の二	卸売業者	青森市安方一丁目一の二
	地方卸売市場 大畑町魚市場	卸売業務を行う地方卸売市場	下北郡大畑町大字大畑字湊村一九一
		取扱品目の部類	水産物部
		変更年月日	平成一七・三・二四

青森県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年五月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	
			前	後
1	国 道	二八〇号	東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐千一〇六の二から 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐越二〇二の二まで	東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐千一〇六の二から 三六・六〇メートルまで
			敷地の幅員	敷地の延長
			七二〇・〇〇メートル	七二〇・〇〇メートル
			備考	

2		
県 道 青森浪岡線		
青森市大字浦町字奥野二七七の三から 青森市大字浜田字玉川六九の二まで		
後	後	前
五四・一三メートルまで	八・三五メートルから 一五・〇〇メートルまで	一五・〇〇メートルから 四二・八・〇〇メートルまで
三八六・二〇メートル	四二八・〇〇メートル	四二八・〇〇メートル

青森県告示第三百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年五月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 弘前岳鰯ヶ沢線	西津軽郡鰯ヶ沢町大字芦池町字響滝六八の一から 西津軽郡鰯ヶ沢町大字芦池町字響滝無番まで	平成一七・四・六

# 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 申請のあつた年月日  
平成十七年三月二十五日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ひろさき未来
- 代表者の氏名  
福士 昌治
- 主たる事務所の所在地  
弘前市大字松森町六六の二
- 定款に記載された目的  
この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、不特定多数の市民に対して、人に優しい在宅福祉サービスの提供を行うとともに、雇用の場の提供等による就労支援を行うことによつて、市民が心身ともに地域とのつながりを実感できる優しさと安らぎのある社会を構築し、地域福祉の向上と雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び氏名(名称)
三戸郡五戸町字下モ沢向一三三の二二〇、 一三三の二二一、一三三の二九〇、二四の 一五、二四の二六、二四の二二、二五 の一、二五の三、二五の一〇、二五の 一三から二五の一五まで及び二九の五	八戸市大字尻内町字八百刈三九の三 株式会社よこまち

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり  
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 弘前舗装株式会社
- 二 代表者の氏名 澤田 博
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字石川字中川原二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(特・一一)第二四二〇号
- 五 取消年月日 平成十七年三月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、ほ装工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十七年三月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に  
より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり  
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 共栄舗装株式会社
- 二 代表者の氏名 佐藤 憲宜
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市緑ヶ丘一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(特・一一)第三三九八号
- 五 取消年月日 平成十七年三月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
ほ装工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十七年二月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により  
確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり  
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社八木橋工業
- 二 代表者の氏名 八木橋 誠一
- 三 主たる営業所の所在地 中津軽郡西目屋村大字田代字神田一〇四の二八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一五)第二〇〇一七九号
- 五 取消年月日 平成十七年三月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、鋼構造物、塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十六年十一月三十日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散した  
ことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の  
規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社共同設備工業
- 二 代表者の氏名 宮古 美作雄
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市南山二丁目五〇の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一二)第四九八六号
- 五 取消年月日 平成十七年三月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十七年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭